

平成19年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第1号）

議事日程〔第1号〕

9月11日（火曜日）午前10時 開会

開会宣告

開議宣告

- 日程第1** 会議録署名議員の指名
- 日程第2** 会期の決定
- 日程第3** 第56号議案から第66号議案まで上程
 提案理由説明
 第64号議案から第66号議案まで
 決算審査意見報告
 第56号議案から第66号議案まで
 質 疑
 委員会付託
 [ただし、各決算認定議案（第64号議案及び第65号議案）は除く]
- 日程第4** 決算審査特別委員会の設置及び委員選任（委員会付託）
- 日程第5** 宇佐・高田・国東広域事務組合議会議員の選出

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

- | | |
|------|-----------|
| 1 番 | 近 藤 紀 男 |
| 2 番 | 成 重 博 文 |
| 3 番 | 安 達 隆 |
| 4 番 | 尾 上 真 一 |
| 5 番 | 山 田 秀 夫 |
| 6 番 | 松 本 博 彰 |
| 7 番 | 中 山 田 健 晴 |
| 8 番 | 河 野 徳 久 |
| 9 番 | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力 |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鷺 海 政 幸 |
| 13 番 | 後 藤 龍 太 郎 |
| 14 番 | 安 東 正 洋 |
| 15 番 | 北 崎 安 行 |
| 16 番 | 川 原 直 記 |
| 17 番 | 河 野 正 春 |
| 18 番 | 山 本 博 文 |

19 番 菅 健 雄

20 番 堂 園 慶 吾

21 番 徳 永 淨

22 番 大 石 忠 昭

欠席議員（0名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	増 田 正 義
議 事 係 長	清 水 栄 二
書 記	安 藤 雅 俊
書 記	近 藤 浩 二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	都 甲 昌 叡
代 表 監 査 委 員	井ノ口 豊 則
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	青 野 素 久
市参事兼総務課長	佐 藤 良 雄
市参事兼真玉市民センター長	
	北 崎 順 一
市参事兼香々地市民センター長	
	小 野 俊 久
市参事兼環境課長	水 江 義 和
プロジェクト推進課長	中 嶋 栄 治
財 政 課 長	野 村 信 隆
税 務 課 長	河 野 清 一
市 民 課 長	河 野 三 男
福 祉 事 務 所 長	大 園 栄 治
保 健 年 金 課 長	尾 造 正 直
子育て・健康推進課長	安 東 良 介
商 工 観 光 課 長	桑 原 茂 彦
農 林 振 興 課 長	小 野 彰
農 地 整 備 課 長	尾 形 雄 治
建 設 課 長	奥 田 秀 穂
下 水 道 課 長	高 瀬 日 出 男
水 道 課 長	甲 斐 好 信
消 防 本 部 消 防 長	安 藤 義 文
総 務 ・ 法 規 係 長	久 保 健 一
秘 書 広 報 係 長	川 口 達 也
教育庁	
教 育 長	都 甲 桂 一

9月11日

総務課長	安東洋義
学校教育指導室長	早田義司郎
生涯学習課長	山田泰憲

議長(菅 健雄君) おはようございます。
ただ今の出席議員は22名で、議員全員の出席であります。

よって、平成19年第3回豊後高田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

議長(菅 健雄君) これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

議長(菅 健雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、9番明石光子君及び10番土谷力君を指名いたします。

議長(菅 健雄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月20日までの10日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月20日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付してあります会議予定表のとおりであります。

議長(菅 健雄君) 日程第3、第56号議案から第66号議案までを一括議題といたします。

議長(菅 健雄君) 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長(永松博文君) 本日、ここに第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらずご出席くださりまして誠にありがとうございます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

まず、本市の7月から8にかけての梅雨前線による豪雨及び台風4号・5号の襲来による被害状況でございますが、農作物では早期米やネギの倒伏、果樹では栗などの落下、道路では、市道や農道の路

肩の一部崩壊等の被害がありました。被害総額は、概算ではございますが、約1億2,525万5,000円でございます。今後は、災害箇所への早急な復旧等を進めてまいりますとともに、これからも防災関係団体との連携を図り、災害に強いまちづくりをめざしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、環境問題についてでございますが、本年も環境美化運動としてごみゼロ推進を図ることを目的に、市内景勝地のごみゼロスタンプラリーを7月1日の長崎鼻を皮切りに行い、8月5日には昭和の町、9月9日には尾鷲海岸で行いました。本年は、昨年以上の地域住民の方々や多くの市民の皆様方のご参加をいただき、地域の方々や市民の皆様方が一体となった取り組みが行われていることに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

次に、国体関係についてでございますが、「チャレンジ!大分国体」を来年に控え、第63回国民体育大会リハーサル大会成年女子9人制バレーボール大会が議員各位のご臨席を賜り、8月17日に開会式が行われ、8月18日、19日の2日間、高田高等学校体育館におきまして盛大に開催されました。今回のリハーサルを検証し、来年の大分国体に向け、全国から参加される選手の皆様方を暖かく迎え入れ、本番の大会に万全の体制でプレーできるよう努めてまいりたいと思います。

次に、スポーツの躍進についてでございますが、これまで、次世代を担う多くの児童・生徒が県大会等で優秀な成績をおさめてまいりました。本年も、小中学生では、柔道、空手、テニス、バレーボール、野球、陸上で、高校生では、柔道、カヌー、空手で大分県代表として九州大会や全国大会に出場し、昨年以上の活躍をしています。このことから、今回の補正予算をお願いさせていただいた次第でございます。

このような素晴らしい成果を残せたのも、児童・生徒の皆さんの日頃の練習の成果とともに、先生方の指導や保護者の支援の賜と思っております。今後のさらなる活躍を期待しているところであります。

次に、学校給食センターの稼動についてでございます。

合併時の重点施策でありました学校給食センターがこの度、完成し議員各位の皆様にも視察をさせていただいたところでございます。

ご覧いただきましたように新しい学校給食センターは、最新の厨房機器等を備えた素晴らしい施設でございます。

本施設を2学期からの稼働がスムーズに行えるよう、夏休み期間中に給食センター職員全員で研修を実施し、2学期からの稼働に備えてまいりました。9月3日から、新しい給食センターで現在給食を実施しておりますが、新施設で、より安心・安全な給食の提供ができるようになり、喜んでいるところでございます。

次に、企業誘致についてでございますが、本市におきましては、九州北部の自動車産業の集積等に伴い、大分北部中核工業団地への企業進出が相次いでおります。誘致企業も10社となり、現在、4社が操業開始に向け準備を進めております。そのため、本年度も多くの求人が予想されている状況であり、本市といたしましては人材の確保を最重要課題として取り組み、多くの若者や県外に出ている方々が豊後高田市に帰っていただき、ぜひ市内で働いていただきたいと考えているところでございます。

その施策として、去る8月13日に、Uターンを希望される方や市内で就職を希望されている方などを対象に、昨年に引き続き、企業合同就職説明会を「健康交流センター花いろ」で、誘致企業6社、地場企業5社の計11社の参加をいただき、開催いたしました。

当日は、お盆で帰省された方々に呼びかけを行うとともに、市報への掲載、ポスターやチラシの配布等により周知を行った結果、昨年よりも多い116名の方々に参加していただきました。

今後も、市内の企業に、一人でも多くの方々が就職できるように市といたしましても支援体制の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、ケーブルテレビ事業についてでございますが、去る7月に総務大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可をいただき本格的な工事の着手が可能となりました。

先般の臨時会で承認していただきました第2期工区に係る工事の契約が完了しましたので、電柱の強度調査及び地権者の承諾手続きが終了した箇所から随時、伝送路の敷設を行うとともに、センター施設の整備工事にも着手し、年内には主要な機器の設置が完了する予定となっております。

今後の加入促進でございますが、現状では、加入分担金及び引込工事費用が免除となる加入申込期間

が来年3月末までということもあり、加入を検討している方が多いことから、今後、より一層の周知、加入活動を行ってまいりたいと思っております。

次に、平成18年度決算にあたり、財政健全化の取り組みによる財政効果についてでございますが、ご案内のように、平成18年度決算の基金残高は「4億7,500万円」となりました。財政シミュレーションにおける同残高は「3億2,200万円」で試算しておりましたので、差し引きすると、この2年間で「1億4,300万円」の財政効果を挙げたこととなります。

この内訳を申し上げますと、平成17年度から平成21年度までの5年間で取り組んでいる行政改革の中で示している81項目の改革では、平成17年度は「4億4,000万円」、平成18年度は「3億9,000万円」、合計「8億3,000万円」の取組効果がございました。また、81項目の行政改革以外では、各種事務事業の経費節減等で生じた「約3億円」の効果と、宇佐・高田拠点整備事業による基金から引き継いだ「3億5,000万円」でございます。

このように財政健全化の取り組みによる財政効果は、計画を上回る数値が出ており、平成18年度の経常収支比率につきましても、平成18年度の目標は96.1パーセントでございましたが、平成18年度決算では94.3パーセントで、1.8ポイント改善されています。

今後の財政状況につきましては、市税や地方交付税等の一般財源が大きく増加することは期待できません。また、老人保健や介護保険などの社会福祉関係費が高齢者人口に比例して増大することや道路や下水道などの社会資本整備のために発行した地方債の償還が、平成23年度まで高い水準で推移することなど、非常に厳しい状況でございます。

このようなことから、将来にわたって持続可能な財政運営の確立と、市総合計画に定める各種事業を実施していくためには、引き続き行財政改革の取り組みを着実に実行する必要があります。今後とも議員各位を始め市民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、市の発展のため、健全な財政運営を進めていく所存でございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その大要をご説明申し上げます。

第56号議案は、「平成19年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）」でございます。

9月11日

今回の補正予算は、民生費の大分県後期高齢者医療広域連合負担金、衛生費の乳幼児医療費給付費及び妊婦健康診査委託料、農林水産業費の白ねぎブランド強化対策推進事業費補助金、土木費の急傾斜地崩壊対策事業費、教育費の特別支援教育支援員配置事業費及び全国・九州中学校体育大会出場費補助金、7月から8月にかけての梅雨前線豪雨並びに台風4号及び5号の被害に伴う災害復旧事業費等に要する経費を計上しています。

その財源につきましては、国庫支出金、県支出金、市債等で措置しています。

補正予算の総額は、1億4,317万8,000円で、補正後の予算総額は、128億6,007万7,000円となり、当初予算と比べ1.1パーセントの増となります。

第57号議案は、「平成19年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)」でございます。

今回の補正予算は、平成18年度超過交付に係る国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金の精算償還金を計上しています。

その財源につきましては、前年度繰越金で措置しています。

補正予算の総額は、2,783万1,000円で、補正後の予算総額は、24億7,561万1,000円となり、当初予算と比べ1.1パーセントの増となります。

第58号議案は、「過疎地域自立促進計画を変更することについて」でございまして、新規事業として、経営体育成基盤整備事業負担金、新田線道路改良工事、西国東地区農道環境整備事業負担金及び定住団地整備事業を本計画に追加したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定において準用する同条第1項の規定により、議決を求めます。

第59号議案は、「豊後高田市土地開発公社定款の変更について」でございまして、郵政民営化法等の施行に伴い、豊後高田市土地開発公社が定款の一部を変更する必要があるため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議決を求めます。

第60号議案は、「豊後高田市特別用途地区建築条例の制定について」でございます。

本市におきましては、中心市街地の活性化について国の重点支援を受け、当該地区を核として周辺地域にもその波及効果をもたらす、活力ある豊後高田

市を目指すため、改正中心市街地活性化法に基づく豊後高田市中心市街地活性化基本計画を策定し、平成19年5月28日付けで内閣総理大臣の認定を受けたところでございます。

このことから、準工業地域を特別用途地区に指定するため、建築基準法第49条第1項の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限または禁止に関し必要な事項を定めたいので、提出するものでございます。

第61号議案は、「郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備等について」でございまして、郵政民営化法等の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第62号議案は、「豊後高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正について」でございまして、雇用保険法の一部を改正する法律により、雇用保険の受給資格要件が平成19年10月1日から改正施行されることになり、また、船員保険の失業部門が雇用保険制度に統合され、平成22年4月1日から施行されることになったため、雇用保険法との均衡を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

第63号議案は、「豊後高田市乳幼児医療費助成条例の一部改正について」でございまして、平成19年10月1日から、子育て世帯の経済的負担の軽減を通して、子育て支援を図ることを目的に、3歳に達する日の属する月までの乳幼児の通院・入院医療費の一部自己負担金の支払いを要しないこととするため、所要の規定の整備を行うものでございます。

第64号議案は、「平成18年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について」でございます。

各決算は、平成18年度の予算に計上し、平成18年4月1日から出納整理期間である平成19年5月31日までの間に会計処理を行ったものの決算でございまして、各会計における主要な施策の詳細につきましては、別冊の「主要施策の成果説明書」とおりでございます。

まず、「平成18年度豊後高田市一般会計歳入歳出決算」についてでございます。

歳入の主なものは、市税、地方交付税、国・県支出金、市債等で、歳出の主なものは、CATV施設整備事業費、学校給食センター建設事業費、昭和口マン蔵北蔵整備事業費、道路新設改良事業費、高大クリーンセンター改修事業費、ごみ清掃工場改修事業費、森林居住環境整備事業費、各特別会計への繰

出金、退職手当、基金積立金等でございます。

その収支は、歳入総額141億3,561万5,915円、歳出総額134億3,921万8,502円、差引6億9,639万7,413円となり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、5億8,695万413円でございます。

次に、「平成18年度豊後高田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」についてでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金等で、歳出の主なものは、保険給付費の一般被保険者・退職被保険者等療養給付費負担金、老人保健拠出金、介護納付金等でございます。

その収支は、歳入総額31億580万9,679円、歳出総額31億570万6,846円、差引10万2,833円となり、実質収支額も同額でございます。

次に、「平成18年度豊後高田市老人保健特別会計歳入歳出決算」についてでございます。

歳入の主なものは、支払基金交付金、国庫支出金等で、歳出の主なものは、老人医療給付費等でございます。

その収支は、歳入総額37億987万4,403円、歳出総額37億9,112万8,512円、差引不足額8,125万4,109円につきましては、平成19年度歳入から繰上充用で補填したところでございます。

次に、「平成18年度豊後高田市介護保険特別会計歳入歳出決算」についてでございます。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金等で、歳出の主なものは、保険給付費の居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費等でございます。

その収支は、歳入総額24億5,292万2,286円、歳出総額24億887万4,607円、差引4,404万7,679円となり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、4,287万3,679円でございます。

次に、「平成18年度豊後高田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算」についてでございます。

歳入の主なものは、簡易水道使用料、一般会計繰入金等で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費、公債費等でございます。

その収支は、歳入・歳出総額ともに3,106万1,779円でございます。

次に、「平成18年度豊後高田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」についてでございます。

歳入の主なものは、国庫支出金、一般会計繰入金、市債等で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費、下水道施設工事請負費、公債費等でございます。

その収支は、歳入・歳出総額ともに10億7,753万4,717円でございます。

次に、「平成18年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」についてでございます。

歳入の主なものは、国庫支出金、一般会計繰入金、市債等で、歳出の主なものは、県営事業負担金、下水道施設工事請負費等でございます。

その収支は、歳入・歳出総額ともに7億4,372万3,047円でございます。

次に、「平成18年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」についてでございます。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料、一般会計繰入金等で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費、公債費等でございます。

その収支は、歳入・歳出総額ともに4,189万9,240円でございます。

次に、「平成18年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」についてでございます。

歳入の主なものは、漁業集落排水施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費、公債費等でございます。

その収支は、歳入・歳出総額ともに1,833万8,381円でございます。

第65号議案は、「平成18年度豊後高田市水道事業会計決算の認定について」でございます。

平成18年度の実績は、総配水量が165万4,006立方メートル、有収水量が147万3,285立方メートルとなりました。

収益的収支につきましては、収入総額2億1,059万1,716円、支出総額1億8,622万5,420円でございます。

損益計算による総収益は2億107万6,667円、総費用1億7,971万7,470円で、差引2,135万9,197円の当期純利益が生じました。

資本的収支につきましては、収入総額1,818万8,396円、支出総額9,619万974円で、差引7,800万2,578円の不足額が生じましたが、この不足額は、当年度分消費税及び地方消費

9月11日

税資本的収支調整額255万9,500円及び過年度分損益勘定留保資金7,544万3,078円で補填いたしました。

第66号議案は、「平成18年度宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合会計歳入歳出決算及び平成18年度宇佐・高田地域拠点事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合会計の決算は、歳入総額8,384万4,518円、歳出総額8,368万1,060円で、歳入歳出差引額は、16万3,458円でございます。

また、宇佐・高田地域拠点事業特別会計の決算は、歳入総額10億967万5,493円、歳出総額10億965万4,061円で、歳入歳出差引額は、2万1,432円でございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（菅 健雄君） 次に、第64号議案から第66号議案までについて、監査委員に決算審査意見報告を求めます。

代表監査委員井ノ口豊則君。

代表監査委員（井ノ口豊則君） おはようございます。監査委員を代表しまして、平成18年度の決算審査につきましてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項及び地方自治法施行令第5条第3項の規定により、豊後高田市長より平成18年度豊後高田市一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合会計及び宇佐・高田地域拠点事業特別会計の歳入歳出決算が審査に付されましたので、ご報告を申し上げます。

審査の方法は、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支、財産に関する調書及び各種基金の運用状況を示す書類につきまして、歳入歳出簿、その他関係書類と照合するとともに、予算執行状況並びに財産及び基金の運用管理運営について、関係諸帳簿との照合、計数の分析、前年度との比較及び関係課による事情聴取等を行いました。

その結果、各会計の歳入歳出決算書及びその他関係書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数は関係書類と符合し、正確適正に事務処理されております。以上認めました。

詳細につきましては、お手元にお配りしております別紙意見書のとおりでございます。よろしく願

い申し上げます。

以上です。

議長（菅 健雄君） 次に、これより第56号議案から第66号議案までの質疑に入ります。

初めに、議員各位にお知らせします。

質疑及び質問に関連して、22番大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議長（菅 健雄君） 次に、この際、議事整理のため申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせ発言時間内においてお願いいたします。

また、質疑は、通告に基づき行ってください。

なお、執行部は、質疑通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質疑があった場合は、議長にお知らせください。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

議長（菅 健雄君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。私は、議案質疑及び関連する一般質問を行いたいと思います。

これまでの議会を振り返ってみましても、答弁が明確さに欠いておりますので、ぜひ質問の趣旨をふまえて、市民が理解できるような、短くてもいいからですね、大事な点は明確に答弁をされるように要求いたします。

なお、市長からその答弁がない場合は、議長から注意をして、必ず明確な答弁をさせられるように議長に要請をして、質疑を始めたいと思います。

最初は、56号議案の一般会計の補正予算についてであります。

1の質疑につきましては、提案理由説明でも縷々説明がありましたし、資料をいただきまして良かったですので、これは質問を省略いたします。

2の災害復旧工事であります。今回台風によりまして、農林水害と土木施設災害合わせまして、約1億円の工事請負費が提案されておりますが、ご承知のように、公共工事が少なく地元土建業者が仕事が少なく非常に困ってる状況が続いています。この約1億円の災害工事については、業者にとっては有り難い仕事だと思っております。よってですね、まあ合わせて、計算してみましたら27箇所の事業のようですけれども、市内の業者においては、ランクが小さいところから大きいところまでいろいろあるわけ

なんですけれども、これまでの公共状況の発注状況もふまえて、やっぱり市内のそれぞれの業者に仕事が行き渡るような配慮をする、分割するとか一括でやるとか、そういうことも考慮して、配慮してですね、発注していただいたらと思うんですけれども、その見解を市長に求めます。

次は60号議案についても、あともう1人の議員から質疑が出ておりますので、これも省略いたします。

次が第63号議案、乳幼児の医療費の無料化助成制度の一部改正議案についてであります。

先程市長は提案理由説明で、子育て世帯の経済的負担を通して、子育ての支援を図りたいからこういうように改正するんだと言われました。ならば、助成対象者を就学前までにすべきなのに、就学前までというのは、去年の10月前、完全無料化だったんです。なのに3歳未満児までしかね、無料化、完全無料化をしないというのか、当然、去年の10月まで振り返ってね、その時点までのように完全無料化をすべきではないかと思うんですけれども、そうできなかったその根拠を示してもらいたい。ぜひ、条例修正してですね、そこまでやってもらいたいと思います。

それから二つ目は、今回、一部有料化から完全無料化に逆戻りをしようということなんですけれども、それに伴う財源はいかほど見込んでおられるのか。今年度、いうなら平成19年度でいくら、あと残り少ないんですけれども、それから1年通したらどれぐらいの違いになるのか、示してもらいたいと思います。

それに関連する一般質問なんですけれども、市長は、ずっと去年の10月までは完全無料化だったこの子どもの医療費を、就学前については入院療養費を、3歳未満については通院費を一部負担を取ると、食事療養費は完全丸々取ると、あと1日500円取るといように改悪、一部有料の改悪に踏み切りました。

私は、皆さんもご承知のように、この改悪情報を入手した去年の3月議会以来、この改悪阻止を目指して議論をし、一部負担金を導入するのではなくて、逆に、むしろ無料化の対象をもっと広げるべきではないかと、そのことを目指して子育て支援の充実を要求し、その後も、この子どもの医療費の無料化問題については、度々この議会で要求を続けてまいりました。しかし、市長は市民の切実な要求に応えようとせず、居直り続け、なかなかやろうとしません

でした。今回、市民の大きな世論に押されて、ようやくこの10月から3歳未満児だけは完全無料化に改正することになりましたが、その点については、私は評価をするものであります。

しかしながら、それだけでは市民は満足していません。格差と貧困の拡大の中で、若い世代は子育てで大変苦労しています。安心して子どもを育てることができる社会環境をつくる。経済的保障の充実を図るために、市長は全力を尽くすべきであります。

全国では、中学生まで無料化を実施している自治体もどんどん増えています。県内でもご承知のように、日田市では大石市長が小学校卒業するまでの無料化を実施をしまいいりました。そして九重町では、この10月から中学校卒業するまで無料化を実施することになっています。本市では、せめて小学校を卒業するまで無料化、その初段階として、就学前までの完全無料化を実施すべきだと思うんですけれども、市長はどう考えるのか、見解を求めたいと思います。

次に、子どもの医療費を窓口で減免する、窓口で無料化をしている全国の市町村に対して、国はペナルティーをかける。国民健康保険財政に対する国庫補助金を削減する仕組みをとっております。今回の改正部分につきましても、豊後高田市は窓口完全無料化論を打ち出しました。これも本当すばらしいことです。しかし、そうやればやるだけ、国から市の国保会計に入る補助金が削られることになっておりますので、これを削るなど、市長は、全国の自治体を代表しても、政治生命をかけて働きかけてもらいたいと思うんですけれども、市長の見解を求めます。

もう1点は、子どもの医療費の無料化制度を老人医療費と同じような形で、国の制度として実施をさせるように、いま、全国で運動が進んでおりますけれども、永松市長もその運動の先頭に立って実現を目指して働きかけをしてほしいと思うんですけれども、その点はどうか見解を求めます。

次が、64号議案の決算議案についてであります。

最初に、一般会計の決算についてであります。現在、市には21の基金を設けておまして、昨年度末で56億7,200万円を大分銀行など金融機関に貯金しておりますが、利息があまりにも低すぎます。市が銀行から借りる利息、そして、いま、基金として貸し出してる利息の差があまりにも幅が広すぎます、大きすぎます。約57億円の基金の利息を引き上げる対策を講じれば、市の財源にかなり

9月11日

の貢献できるんじゃないかと思うんですけども、その辺の見解を求めます。

次は、歳出で同和事業の、歳出じゃないですね、歳入ですね、同和事業の住宅新築資金の貸付金がなんと5,243万円がこげついています。これ合併前からの懸案事項なんですけれども、この長期にこげついているこの原因と今後の解決策について示していただきたいと思います。

次は、宮町の市有地にある旅館の駐車場として利用しておった、市が貸し付けているこの市有地、貸付料が長期間こげついて、合計37万7,000円がずっとそのまま全然納入されないまま続いておりますけれども、その原因、解決策についてどう考えてるのか、市長から市民にわかるように答弁をしていただきたいと思います。

次は、市有地や市の道路などに立っております九電やN T Tの電柱などの占用料についてであります。

これは合併後の議会で大問題にしましたけれども、私も法律読んで調べてみましたら、同じ市道に立ってる電柱と町道に立ってる電柱では全然単価が違ふと。特に旧真玉、香々地の場合は、町有地に立っているところでは、もう免除してほとんどもう貰っていないということも明らかになり、合併したんだから、旧真玉や香々地にある電柱についても旧豊後高田市と同じような単価で貰うと、そうすれば何百万円と違ふじゃないかという指摘をしましたが、その後、そういう改善がされまして変えたわけなんですけれども、私流に調べてみましたら、なお、この市の単価表はもう約10年据え置きのままになっています。

先般、ある新聞記事で、もう国で改正しようと、全国的に改正する動きが出てるようですが、高田についても、市の財政が厳しい、厳しいと言うんならば、さらに、免除は逃れましたけれども、今度はこの単価を引き上げて、九電やN T Tにまともなものを言いですね、貰えるものは貰うという方法とってもらいたいと思うんですが、この引き上げ対策について何かいい方法を考えていないのか。例えば、今度の、あと再質疑でしたいんですが、ケーブルテレビとの関係からみましても、これ大事な問題だと思うんです。

次は、乗合タクシーとの関係なんですけど、今年の10月から路線バスが廃止をされました。それに伴い、市の乗合タクシーを実施するということから、これまで香々地で運行し、喜ばれておった温泉バス

や香々地と真玉のへき地で利用されておった患者輸送車などが同時に廃止をされる結果になりました。で、試行運転という形で乗合タクシーが運行されるようになり、料金も300円が200円に改正されるとかね、運行時間の関係とか、路線についても住民の声に応じて一部変更しましたけれども、私はこの議案質疑でまずお尋ねしたいのは、このこれまでずっと続いてきた路線バス、それから温泉バスや患者輸送車で、市が助成したり、市がいろんな形で委託料とか払ってきたその歳出総額に比べて、今度の乗合タクシーに切り替えたほうが、随分市は財源的には経費の節減になってるんじゃないかと思えてならないんです。だからここで質疑しておりますのは、特に、バス路線の廃止をされたこのバス路線の地域には、実際に1年間になんぼぐらい、決算上でみましたら払っておったけれども、10月から廃止することによってバスの補助金はなんぼの予定がなんぼに減ったんだと、しかし、乗合タクシーに変えたためにこの3路線廃止したところは、乗合タクシーの分がなんぼなんぼかかったと、よってね、乗合タクシーに変えたほうが何百万市は得をしたんだということを明らかにしてもらいたいんです。

それから、もう一つここに書いてるのは、それから、利用状況についてもね、あなた方全部調べてるからあるでしょう、バスの時はなんぼやった、乗合タクシーになった利用状況、利用状況が増えてるのが減ってるのかね。

それからもう一つのところは、温泉バスとそれから患者輸送車が運行されておった地域ね、大変喜ばれておりましたが、ここで1年間みたらどれぐらいなそのために経費がかかっておったのか、市民の税金をどれだけ投入しておったのか。

今度は、その温泉バスや患者輸送車が廃止されて、乗合タクシーに切り替わったところ、この地域では、乗合タクシーに変わったほうが経費が高くなったのか安くなったのか、市民の前に明らかにしていただきたい。

それから、利用状況はどうなったのか。私の調査では、温泉は、年間通したら、年間ですから200人超えてましたわね、200人からいませ口になってますわね、夷温泉は、そういう結果が出ましたので、あと一般質問をいたしますが、関連一般質問で、夷温泉や真玉温泉の利用ができなくなっています、実質。ある真玉の方から、市長に何度も手紙を書いたという、手紙の内容も見せてもらいました。市長

は、合併した時には、へき地の皆さんの意見を聞くんです、聞くんできずと言われました。偏ったことはしませんと言われながら、実際、香々地や真玉の方々は、これまで無料で温泉に行かれた無料のバスが廃止をされてですね、今度200円になったけれども、200円払ってもですね、利用できない状況になっている。ご存知でしょうか。真玉だったら一方はできますね、往復はできないで一方は使えるけれどもね、往復使えないこのバスになっているんですよ。タクシーになっているんですよ。乗合タクシーというのは、ただ病院に通う、買い物に通うだけじゃなくて、お年寄りにとっては温泉利用も大変大切、温泉で利用しての健康づくりについても本当に役立つ。そうすると国保会計にも響くことになりましてね、大きなやっぱり改善を図るべきだと思うんですけども、この乗合タクシーの現状を把握されて、皆さんから喜ばれるように、見直しする考えがあるかどうか、市長の見解をお尋ねいたします。

次が、敬老祝い品についてであります。

この決算議案によりまして、敬老祝い品に充てた総額は約230万円で、予算に比べたら大幅の激減であります。しかしながら、昨年度の敬老祝い品は、市が契約した品物と違う品物であるということが発覚され、交換をさせました。

しかし、問題なのは、今日私が問題にしたのは、昨年の88歳のお年寄りにお祝いとして差し上げた綿毛布が、市が契約した品物と違うということで、替えさせるように指示して替えさせたけれども、替えた品物がまた違うと、市の契約したものと全然違うということもわかっていながら、福祉事務所長が、それでよかろうと容認したと、これ大問題だと思うんですよ。こんなことが行政マンとして許されるかという問題ね、この決算ですからね、そのことで市民に損害を与えた、市に損害を与えたことにならないですか。その辺の反省はないのか。この教訓をどう活かそうとしてるのかね、その辺をやっぱり明確にしてもらいたいと思うんですよ。私はこの結果で、今度監査請求をいたします。結果次第でね。こんな馬鹿なことがありますか。契約と違う品物だから替えさせたと、替えた品物が契約と違うんだ、これは一部は容認するなんていうことは、とぼけた話がありますか。この辺のね、間違いだということね、やっぱりはっきり市長させてもらいたいと思うんです。いかに市長が認識してるのかね。市長の背任行為に当たると思うんですけども、見解を求めます。

次は、決算の中の国保の決算なんですけれども、ぱっと開けてみますと、国保税の不納欠損額、いわゆるもう5年間取り立てがあったけれども、ちょっとできない、できないできた方については、もう6年目からはチャラとね、チャラにした金額が766万円。私も長い間議員をしておりますけど、こんな数字が出たのは初めてであります。776万円がチャラなんです。で、国保会計については市民税と違って、チャラにした分は真面目に納めた人にぶっかかってくる仕組みになっているわけですね。もうどうせ行かれなくなったら、皆さんにぶっかけて引き上げるしかないというのが国保の会計なんです。だからどうしてもやむない場合は出ることは明らかですけれども、もう何でこんなことになるのかというのが私は疑問でならないので、その原因と今後これをやっぱり縮めていくために、毎回毎回、監査委員から指摘されております。私も監査委員長いことしてありますけれども、指摘をされながら改善されないというのは、どこにネックがあるのかね、どうしようと考えているのか明らかにしていただきたいと思えます。

次が、高額療養費についてであります。

まあこの問題も随分長いこと私問題にしてきました、もうとうとう高田だけがやらないちゅうことでね、よそではもう完全窓口無料化でやれるのに、うちはやっぱり全額払わないとだめなんですよ。

1回全額払って、限度額以上は請求すれば戻ってくる仕組みになっているんですよ。とうとう国が今年から、今年の4月からこの制度を変えて、もう限度額を払えば、あとはもう市が医療機関に払う仕組みに変わりましたけど。去年までは、高額医療制度というのは、もうかっただけ、入院して60万かかろうと、100万かかろうと、本人が100万払わなきゃいかんかったわけよ。しかし、なんと決算上で見ましたら、年度末で2,161万円を不用額として処理をしていますわね。このことは、これはもう、もう不用額でチャラにしてしまっている金なのかね、そうではなくて、実際には、市民が入院されてる家族の事情などから、市に申請をしないためにね、貰えるべき貰える金が2,000万を超える額あるんじゃないかとしか、私はこれを見て、とれなかったんですよ。いや、それはなんか予算のミスじゃったと言うけれども、今日の資料見ると、予算のミスじゃないようですね。私に説明は、予算のミスといわれました、聞き取りのときに。予算の積

9月11日

算ミスだと言われましたが、そうじゃないようですね。それで市民の前に、これ私は大問題と思うんですよね、2,000万円を超える額が、市民に返されないまま不用額で落としてしまった決算になっているんですよね。

それで、この原因と、今後は私は何とかねえ、市長の責任で、対象者に直ちに申請して、貰うべきものを貰うようにさせるね、措置をね、とると。申請ないからいいんだというようなね、お役人仕事じゃいかんと思うんですよね、その辺完全償還できる対策をとるように要求をいたしますが、市長の見解を求めます。

次は、関連一般質問なんですけれども、私なりにいるんな国保税についても苦情相談を受けますが、調べてみますと、やはり払う意思があっても、いまの収入生活実態から見てですね、払いたくても今日の飯を食うほうが先だから払えないと言う人もかなりおりますね。よって、この先進地を見習って、本当にですね、去年の所得があっても、去年の所得に対して税金が掛かってくるんだけど、いま所得がない人ね、いま失業した人、これ大変なんですよ。それについてはね、先進地では、全部そういう方については特別減免制度を市長の権限で作ってます。これ議会に諮らなくても、要綱でやってますよ。これをやってですね、そういう方にも、減免してあげるからもう無理してでも払ってくださいよ、滞納しちゃ困りますよという指導をしてもらいたいと思うんですけれども、そういう減免制度の充実を図る考えがあるのか、市長。それから、国保税を引き下げるためには、国から国保会計にもらっている負担金が減らされてるんですよね、これを元のように戻してね、これを増やして市民の国保税を減らすようにすべきだと思うが、市長は国に働きかける考えがあるのかどうか、見解を求めます。

それから、次は、介護保険の決算なんですけれども、介護保険料も滞納が現年度分260万円を含めましたら、滞納総額が723万に及びました。これも史上最大です。介護保険はご承知のように、月1万5,000円以上年金もらってる方は、年金から天引きされるんですけどね、天引きされない方でこの723万円という滞納ということは大変な問題なんです。だからいかにですね、いわゆる年金の少ない、1万5,000円以下の年金の少ない方が自分の年金のわりに介護保険料が高いかをこれ物語って思うんです。払わん人を攻めるわけじゃあり

ません。払えないような介護保険料を設定していることのほうが問題なんです。よって、先進地に見習って、宇佐もですね、いよいよ今年からやることになりましたけども、市独自の減免制度を作ってね、そういう低所得者対策については特別な努力をしてもらいたいと思うんですけれども、いま、一般質問と一緒にやりましたけれども、その収入未済の原因と対策、そして減免制度の創設についての市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

あと最後、65号議案の水道決算ですけれども、これも、水道料金の滞納額が今回、いままでに増加しておりますね、1,000万超えましたね、この原因と対策について。

もう1点は、この中でも、約1人の方で200万近い滞納者もおるようですが、そういう長期こげつきになっている大口滞納者の解決対策は、今後どう取り組もうとしているのかね、明らかにしていただきたいと思います。

以上であります。

議長（菅 健雄君） 建設課長奥田秀穂君。

建設課長（奥田秀穂君） それでは、第56号議案歳出の内、公共土木施設災害復旧費についてのご質疑にお答えいたします。

梅雨前線豪雨、台風4号及び5号により、本市も大きな被害を受け、橋梁1箇所、河川5箇所、道路12箇所の、合わせて18箇所の被害箇所を確認しております。工事の発注につきましては、被災箇所の地域性を考慮し、効果的な復旧となるよう計画をまいります。

また、公共土木施設の被災は直接地域の生活に影響を与えることから、早急に着手できるように手続きを進めてまいりたいと考えております。

次に、第64号議案の歳入の内、住宅新築資金貸付金元利収入についてのご質疑にお答えします。

住宅新築資金等貸付総件数は100件で、そのうち70件が完済されております。住宅新築資金で未収入額となっております5,742万9,892円の内訳であります。現年度未収入額が61万9,517円で、貸付滞納件数は3件で、滞納者は2名であります。過年度につきましては、5,681万375円でありまして、貸付滞納件数は25件で、滞納者は18名となっております。未収入となっている原因でありますけれども、貸付期間が長年にわたることから、償還期間中に借受人本人の多くは死亡しており、その相続人の一部が相続放棄手続きを取っ

ていることや、借受人本人が自己破産しておりますことから、滞納金の徴収が困難となっておりますが、臨戸訪問等による徴収をいたしてるところでございます。

今後につきましても、この臨戸訪問等を重ね、徴収に努めてまいりたいと考えております。

次に、第64号議案の内、歳入の内、道路橋梁収入についてのご質疑にお答えいたします。

市道の占用料につきましては、豊後高田市道路占用料徴収条例に基づき請求を行ってきているところでございます。現行の市道の占用料につきましては、平成9年の九州各県の統一単価に合わせて定めるところでありまして、本市単独での占用料の引き上げについては困難であると考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 農地整備課長尾形雄治君。

農地整備課長（尾形雄治君） 第56号議案、歳出の内、農林水産施設災害復旧費についてお答えいたします。

建設課長より公共土木災害について回答いたしました。農業施設関係につきましても大きな被害を受けております。内訳としまして、農道3箇所、水路1箇所、頭首工2箇所、田7箇所、畑7箇所の、合わせて20箇所を確認しております。工事の発注につきましては、被災箇所の地域性を考慮し、効果的な復旧となるように計画してまいります。また、農業生産の確保を図るため、早急に着手できるように手続きを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 子育て・健康推進課長安東良介君。

子育て・健康推進課長（安東良介君） 大石議員の第63号議案についてお答えします。

乳幼児医療費の助成制度につきましては、昨年10月に大分県が対象者を拡大する制度改正を実施しました。本市もその大分県の要綱に基づき条例改正を行い、この1年間、助成効果等事業の推移を見守ってまいりました。昨年の制度改正は、先の定例会でもご答弁申し上げましたように、子どもの成長過程において、補助を受ける対象年齢が拡大され、子育て中の家庭への経済支援につながり、一定の成果は上げられたものと理解いたしております。しかしながら、制度改正前まで無料であった3歳未満等の対象者には、新たに一部自己負担金が生じることや、他市の動向などもあり、様々な視点からの検討を重

ねてきたところでございます。

その結果、3歳未満の乳幼児については無料となるよう、市が独自助成を行い、医療機関において一部自己負担金を支払わなくてすむよう、制度の見直しを行いたいとの判断をしたものでございます。

なお、今回の制度改正により増額する助成額は、昨年の制度改正後の乳幼児医療費助成実績から推計いたしますと、今年度4ヶ月分で200万円と見込んでおります。

次に、関連一般質問の小学校を卒業するまでもしくは就学前までの医療費無料化の実施についてでございますが、現行の大分県の乳幼児医療費助成制度は、全国的にも先進的な制度であり、その制度に、今回、市独自助成を上乗せしたいという条例改正のご提案でございます。したがって、無料化の対象年齢をさらに拡大するということは、現時点では考えておりません。

次に、国に対する働きかけの2点につきましては、現在行われている国の大規模な医療制度改革の取り組みも併せ、今後ともその動向を注視してまいりたいと存じ上げております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 財政課長野村信隆君。

財政課長（野村信隆君） 第64号議案、歳入の内、財産収入の基金利子についてお答えいたします。

基金に属する現金につきましては、金融機関に預金することにより、その管理及び運用を行っているところでございます。このうち、多くの基金につきましては、万が一銀行が破綻した際に、元本保証される無利息の決済性預金をすることにより、安全性を保っております。それと同時に、各会計の現金が一時的に不足した際に、繰り替え運用の財源として確保している基金の払い戻し等に対応できるよう、決済性預金をしているものでございます。

基金に属する現金をより効果的に運用するため、本年度におきましては、ふるさと市町村圏基金が基金の原資を取り崩して活用するものでない果実運用型の基金であり、利率と安全性の観点から、定期預金と比較すると利回りのよい5年満期の国債を購入したところでございます。

今後も、安全性や利率を考慮し、効果的な基金の運用を借入金等とのバランスを見ながら検討してまいりたいと思っております。

次に、市有地の貸付料についてお答えいたします。

宮町の市有地の貸付料の収入未済につきましては、

9月11日

平成17年第2回定例会及び平成18年第3回定例会で大石議員の議案質疑にお答えしましたとおり、旧豊後高田市が昭和61年4月1日に、市有地の賃貸借契約を結んでいたものでございます。

本契約につきましては、賃借人の事由により、平成15年9月をもって契約を解除いたしております。しかしながら、平成7年度以降の土地貸付料の未納については、現在もなお滞納している状況であります。市といたしましては、毎年、催告書を発するとともに、昨年度は直接本人を訪問し支払いを促してきたところでありますが、納入はございませんでした。今後も引き続き支払いを求めていきたいと考えております。

次に、使用料及び貸付料についてお答えいたします。

市道以外の市有地における電柱などの使用料及び貸付料につきましては、豊後高田市行政財産使用料徴収条例、豊後高田市都市公園条例及び豊後高田市漁港管理条例により行っております。

見直しにつきましては、電気通信事業法施行令に定める額を使用料の額としておりますので、今後、電気通信事業法施行令の改定の動向等を注視してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

以上であります。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 第64号議案、プロジェクト推進費の委託料に関する質疑についてお答えを申し上げます。

市民乗合タクシーにつきましては、昨年9月末をもって廃止されました。田染地域、都甲地域、黒土地域を運行した路線バスの廃止代替と、併せて公共交通の空白地域を対象として運行を行ってきたものでございます。このことから、廃止されました路線バスの関係につきましては、補助金の対象とする期間、運行経路、運行回数等が異なることから、一概に比較することが困難であると考えております。

また、温泉バス、患者輸送車につきましても、運行の目的、経路、回数等が異なるため、比較することは困難であろうと考えております。

次に、関連する一般質問にお答えをいたします。

第2回定例会においてご答弁申し上げましたように、本交通体系は、買い物、通院等の日常生活の移動手段を確保するために行っておるものでございま

す。現時点において見直すことは考えておりません。

議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。

福祉事務所長（大園栄治君） 第64号議案、敬老祝い品についての質疑にお答えいたします。

敬老祝い品問題の中尾氏の行為は、市行政の信用失墜をさせる背信行為として、事件の再発防止と真相究明を求めるために、本年5月21日、詐欺容疑で告訴しました。現在、警察のほうで取調等事件の解明がなされております。

議員ご質問の88歳の祝い品についてでございますが、先の定例会でも答弁いたしましたように、早急に解決すべきと判断し、配送した祝い品で了承したところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

今後は、今回の事件を教訓といたしまして、二度とこのような事件が起きないように対処してまいります。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 税務課長河野清一君。

税務課長（河野清一君） 第64号議案の内、国民健康保険税の決算についてお答えいたします。

平成18年度の調定収入状況は、現年課税分につきましては6億8,602万6,900円の調定に対しまして、6億5,324万4,056円の収入済額で、収納率95.22パーセント、滞納繰越分につきましては1億5,423万7,135円の調定に対しまして、1,531万5,238円の収入済額で、収納率9.93パーセントと、前年度に比較いたしまして、現年課税分、滞納繰越分で、収入額、収納率とも上回ることができました。しかしながら、現年、滞納を合わせました国民健康保険税全体では、前年度滞納繰越額の増により、前年度収納率を上回ることができませんでした。

不納欠損処分につきましては、病気等により生活が困窮している方、死亡により相続人が不確定な方、訪問調査等で居所不明な方の原因により、時効の中断が困難となり、やむを得ず地方税法の規定により不納欠損処分をいたしたものであります。

今後とも、納税係による戸別訪問徴収はもとより、滞納整理特別徴収月間を設け、税務課と保険年金課職員による合同の収納業務を行ってまいります。

また、長期にわたる滞納者につきましては、納税相談を実施して、納付誓約書を提出していただき、計画的な納税をお願いしてまいります。

また、職員についても市税等の滞納整理技術の向

上を図るため、本年度は国民健康保険税収納対策個別事業の導入及び個人住民税等の徴収に係る大分県職員派遣実施要綱に基づく職員の派遣を求めまして、滞納者の個別案件ごとに効果的な徴収等の指導を受け、職員の滞納整理技術の向上を図り、収納の確保と不納欠損額の圧縮に努めてまいっているところであります。

次に、介護保険料の決算についてお答えいたします。

平成18年度の調定収入状況は、現年度分調定額3億6,027万8,345円に対し、収入済額は3億5,782万3,714円で、99.32パーセントの収納率でありました。

また、滞納繰越分の調定額は748万2,947円に対し、収入済額は128万4,780円で、17.17パーセントの収納率であり、現年度分、滞納繰越分とも前年度収入額を上回ることができました。

収入済額につきましては、前年度に比較いたしますと、現年度分については減少いたしていますが、滞納繰越分については増加いたしました。滞納の原因といたしましては、臨時的に多額の出費が生じ、保険料納付資金に不足を来した人、年金よりの資金借入れにより普通徴収となり、保険料納入資金に不足を来した人、介護保険制度に理解を示していただけない人等、個人的にはそれぞれの原因があるようであります。

保険料を長期にわたって滞納いたしますと、介護を利用した時の給付についても制限がございますので、今後とも保険年金課と連絡を密にいたしまして、あらゆる機会を利用いたしまして、納税義務者等の方々と面接を重ねる中で、介護保険制度の必要性を充分理解していただき、保険料の収納確保に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（菅 健雄君） 保険年金課長尾造正直君。
保険年金課長（尾造正直君） それでは、第64号議案、平成18年度国民健康保険特別会計決算についてお答えします。

高額療養費については、市民の方が入院などのため、自己負担額が高額になったときに一定の限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。

質疑のありました、不用額約2,161万円につきましては、平成18年度の支出額が当初の見込みより少なかったためでございます。

高額療養費の支給対象となる方につきましては、年2回請求のご案内を実施しているところでございます。なお、制度改正によりまして、本年4月から、70歳未満の方についても、入院による高額窓口負担をせずに、限度額適用認定証の提示により、一定の限度額のみを窓口で支払う制度となっております。この認定証については、入院前もしくは入院後すぐに申請手続きが必要となっております。

次に、国保会計及び介護保険料関連一般質問についてお答えします。

国保税の減免につきましては、特別の事情により生活が著しく困難となった者の内、必要があると認めるものに対して減免することができます。国民健康保険税条例及び市税減免に関する規則により、他の納税者との均衡を失しないように十分に配慮しながら対応したいと考えております。

次に、国庫負担についてお答えします。

現在、全国市長会といたしまして、国民健康保険の制度運営に十分な財政措置を講じるよう国に要望しているところでございます。また、九州都市国民健康保険研究協議会や国民健康保険団体連合会九州地方協議会においても同様の要望をしているところでございます。

次に、介護保険料の減免制度についてお答えします。

介護保険料につきましては、第3期介護保険事業計画策定協議会の中でご議論をいただき決定した保険料であります。昨年度、国の制度に基づき、低所得者層の負担軽減に配慮するため、これまでの5段階方式から6段階方式に改定したところであります。

保険料の基準額につきましては、大分県下の平均額より低く設定されており、慎重に考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 水道課長甲斐好信君。

水道課長（甲斐好信君） 第65号議案、水道事業会計決算についてお答えします。

水道料金の滞納につきましては、諸般の経済状況、全国的な公共料金の不払いなど、利用者のモラルが取りざたされる中、催告書の送付、戸別訪問を行うなど、未収金の徴収に努めているところでございますが、滞納額は増えている状況であり、その対応に大変苦慮しているところでございます。

今後の対応といたしましては、大口滞納者につきましても、さらに滞納額が増えている部分もござい

9月11日

ますので、給水停止を考慮に入れながら滞納整理を行っていきたいと思っていますところでございます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 答弁がかみ合わない点が多々ありましたけども、再質問をしますので、明確な答弁を求めたいと思います。

最初に、時間がありませんのでね、14分ですから、乳幼児の医療費の問題でいきましょう。

市長、今度の改正は、経済負担の軽減を通して子育て支援を進めようということで踏み切ったということですね。もう高田より遅れたところは国東と宇佐だけになって、文字どおり最後ですわね、豊後高田は、ようやくやれたわけなんです。そのことは評価すると。しかし、同じやるんならね、経済的負担軽減というんならば、去年の10月までは就学前までの入院医療費は完全無料だったんですよ。それを3歳未満児にしかしないというのは何かと、その理由を聞いてるんですよ、それは全然答えてない。

3歳未満児まで完全無料化によってかかる費用が200万ちゅうのはわかりました。200万軽くなりますよ、4ヶ月でね。そんなら、これまでの10月に戻した時にあとなんぼ要るんですか。ほんの僅かでするんじゃないんですか。その負担が重過ぎるからできなかったのか、なぜできなかったかと、なぜ同じ無料化やるんならば、就学前までの無料化、去年の10月までは完全無料化やったんですよ、そこまでなぜ戻さないかちゅう質問なんです。市長、戻すべきですよ、修正しよちゅうことを要求してるんですよ、修正する気はないんですか、市長。おそばせながらやるちゅうなら、それぐらい市長やたらね、豊後高田市長も、おお、やる気はなんぼかあったんやかっちなりますよ。私はこれまでの質問で、あなたは1市になるまでしないのかというぐらい詰めたんですよ。もうあと2市残りましたけどね。いまの時点で修正する考えはありませんか。それが一つ。

それから二つ目の質問はね、窓口無料化の場合に、ペナルティーがかかってるんでしょ。私の調査によりますと、これまでペナルティーかけるなという運動をやってるんじゃないんですか、市長会で。それをあなたはやらないとやったんです。課長は、市長は本当にやらないんですか。市長会でやってること、あなたやらないんですか。ならばね、豊後高田市でこれまでどれだけペナルティーがかかったのか、明

らかにしてください。決算でいうなら、この年度でもいいです。私どもの調査ではね、6年間で381億円市町村に対する補助金を打ち切ったということ厚生省が認めてるんですよ。豊後高田はなんぼ打ち切られたんですか。で、今度やろうとしてるのも完全窓口無料化ですよ。これ大分県下の中で豊後高田市が初ですね、この部分を完全無料化やるのは、完全無料化やれば、その分、国からの補助金が打ち切られるんですよ。平成19年度でどれぐらい打ち切られたという自覚があるか明らかにしてください。これは打ち切るなという働きかけをすべきですが、どうですか。

それから3番目の、乳幼児の医療費無料化制度を国の制度としてやらせる、当面、小学校を卒業するまでやれというぐらいにね、市長、本当にね、子育てで経済負担が大変だと思ふんならば、あなたにやれと言ってるのではないんです。あなたにやれと言うのは、国の制度として働きかけよと言ってるんですよ。手間暇かかることはないですよ、やる気があればやれることでしょうか。それもやらないんですか、あんたは。明らかにしてください。

次はですね、九電やN T Tの貸し出してる電柱から占用料をもっと増やす対策はないかと、全然まあ第三者的な答弁だったんですよ。これももう、前の佐々木市長時代から随分問題にできてましてねえ、もう何度も変えてきましたよ。で、いま調べたら、いまの答弁のあったとおり、10年間変わってないんですよ、これ。変わったのは、真玉と香々地の分を変えたただけであって、条例の趣旨は変わってないんですよ。この変えるというのをねえ、九州管内の市長会でも、市長頑張るべきですよ。その気はないのかどうなのか。

それから二つ目はね、ケーブルテレビの事業を実施することになりまして、市は九電にケーブルテレビの架設料を払うんでしょ。この電柱借るために払うんでしょ。その金額は1年間でどれだけ使用料みてるんですか。そうすると、九電はそれをもらってももらわんでもよかったのに、改めて市から収入がある。その分の半分ぐらいはね、電柱立ててる地権者に払い戻すというようにしてもらったら、市の収入も増える。市民の収入も増えることになるんですが、その点どうでしょうか。どれぐらいあるんですか。九電とN T Tだけ儲かって、市は全然実りがないというのはおかしいでしょう。それを明らかにしてください。

それからね、路線バスの問題などで対比するのは困難だと言って答弁拒否しました。これ答弁拒否ですよ、市長。

改めていいですか、子どもでもわかるような質問しますよ。いままで走っておった路線バスに、1年間でどれくらい補助金を払う予定だったのか。それが9月末で打ち切ることによって、その補助金の経費はいくら浮くことになったのか。これは答えられるでしょう。

それから、その分この3路線、1路線なんぼという、もう全部一緒です。もう私だけじゃなく素人にもわかりますわね、1路線なんぼと決めてるでしょ、3路線分で乗合タクシーの委託料金は半年間でいくらですかと、こういう質問しとるわけですよ。

もう一つの質問は、これまでの香々地の温泉バスでいくら経費がかかっておりましたか。真玉の患者輸送車でいくらかかっていましたか。香々地の患者輸送車でいくらかかっていましたか。これ出でしよ。

いくらかかろうとしておったんだけど、9月で打ち切ったことによって、いくらかかって、その差額はいくらですかと。これは当然決算の議案ですからね、もうぱっと出らないかんでしょ。その数字を出してください。比較検討、それで比較検討できますよ。

そして、新たにその患者輸送車や温泉バスが走ったところの、それはわかりますから、もうそれは答弁しないでいいです。その分だけ、なんぼ節約できたのか。なんぼかかるかちゅうのはもう明らかですからね。

よって、その一般質問では、温泉の利用状況でわかるでしょう。温泉が200何人利用されておったのが、ゼロでしょ。そのことを認めますか。やっと乗合タクシーができながら、乗合タクシーを使って温泉ができないということを、市長どう考えますか。心苦しく思いませんか。あなたに手紙が来たそうですけど、その手紙見てどう思ったんですか。返事も出してないようですが、ね、私はねえ、やっぱ早急にこの見直しをすべきですよ。県から補助金ももらうことになったんだから、県からもらったものでね、やっぱ回数増やしてねえ、やっぱ市民の要望に応えるちゅうのが、市長のとるべき態度と思うんですが、どうでしょうか。

それから、高額医療費についてもねえ、もう答弁でたらめですよ、課長そらあ。支出せんでよかつた

って、支出せんでよかつたじゃないでしょう。当然、私の質問が、当然払うべき金が払ってないじゃないかと、ね、その分は直ちに通知をして、直ちに返還するような、市長として特別努力してると、市長に質問してるんですよ。ね、今年から云々と答弁があっても、今年から云々なんていうのはもう答弁求めてないですよ。私が説明してあげたんよ。もう今年から高額医療でこんな問題は起こらないやね、もう一定額納めればいわけですよ、入院した場合はね、だけん、こんだけなものがね、2,000万円を超えるものがね、市民に払うべきものが払わんで、不用額で落としたわけでしょうが。その責任を感じないかということをして市長、聞いてるんですよ。いますぐね、改めて関係者に通知をする考えはないのか。

担当課に、今度は担当課長に聞きます。個人名でしたら何名分なのか。

それからね、これは時効が2年なんだけど、豊後高田の場合は時効でチャラにしたのはないのか。申請しないために、もらえる権利が失われたという結果が何件あったのか、明らかにしてください、これも。重大問題でしょう。これは読売新聞がこの前は一面トップで、ぱっとね、県庁所在地の事例を特集してましたわねえ。高田でも2,000万を超える額がね、払われてないちゅうのは大問題じゃありませんか。市長、この解決にあなた自身が取り組む気があるのかないのか、明らかにしてください。

議長(菅 健雄君) しばらく休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時50分 再開

議長(菅 健雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長永松博文君。

市長(永松博文君) それでは、私から乳幼児医療につきましてご答弁申し上げます。

改正の考え方はどうかということでございますけれども、先般からお話しいたしておりますように、1年間効果をみたいということで、いま見させていただきました。そして、その結果の中で、一つやはり問題があるのは、前制度との比較の中で、一つは、3歳児以上から就学前までの対象者につきましては、この今回の制度改革によりまして恩恵を被るわけでありまして、その部分については恩恵が受けられる方が大きいということになります。

ところが、大石議員から話がありました、3歳児未満につきましては、通院も入院も無料であった3

9月11日

歳児未満に、新たに自己負担が生じるということ、そういうことの中で、新たに自己負担が生じる3歳児未満の方々には無料にしたらどうかということ、これまあ大分県下においてもいろんな意見があります。そういう意見、各市との話もしながら、そういう制度にしました。というのは、もう少し詳しく言いますと、3歳児から就学前までの人は、入院の時は免除してたということになりますけども、これが、今回はその入院の時に一部負担が出るということになります。しかしながら、通院については、これはこの拡大によって非常に恩恵を被るとそういうことですので、そうさせていただいたところでございます。

そういう意味でございますので、議員の議案の修正については考えておりません。

それから、子育てにつきましたの国に対する働きかけにつきましたは、私は少子対策という、子育てというものは国の仕事だとそう思っておりますし、そういうことをずっと主張もしております。これは市全体としてもそうですし、国においては子育てについては重点的に検討するという話も出ておりますので、そういうことの中で私は注視をしたいと思っておりますし、その全体としては、子育てそういうようなものについては国の事業であると、国がやるべきだということは、今後も主張していきたいと思っております。

その他につきましては担当課長に答弁させます。よろしく願います。

22番(大石忠昭君) 議長、ちょっと議事進行でいいですか。いいですか、いま、市長の答弁ちょっとだけ。

あのですね、市長、答弁があったんですけどね、折角ですけどね、認識が正確じゃないんですよ。いまの答弁でね、3歳までが無料であったと、大石議員の指摘のように、だからその分を無料にするんだと言われたでしょ、それをね、通院費がそうだったんですよ、入院費はですね、就学前までが完全に無料やったんです。それいま取られるようになったんだからね、その10月までそこも戻したらどうですかちゅう質問です。これ全然答えてないんですよ。(市長(永松博文君) 答えましたよ。)

答えてないですよ。

その入院についてもね、10月までに戻すが筋じゃないですかということを言ってるわけ。ここが負担が一番問題なんですよ。で、あなた、その分は

無料であったちゅうみたいに答弁したでしょ、いま。無料じゃないんですよ。今日までは無料じゃないんですよ。

議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

(22番(大石忠昭君) 500円×14日分取られてるんですよ。)

市長(永松博文君) 先程、3歳児から就学前までの入院に対しては、これはいままでと違って一部負担があると、しかしながら、通院が、通院の人たちは、これがこの制度で拡大して、そうすると恩恵を被るとそういうことですので、全く恩恵を被らない3歳児未満についてこの制度をやろうと、そういうことの中で、私は議案修正その他についてはする考えはございませんと、そうお答えしたわけで、あの質問に答えてると思います。

以上でございます。

議長(菅 健雄君) 子育て・健康推進課長安東良介君。

子育て・健康推進課長(安東良介君) 大石議員の関連一般質問の再質問にお答えをいたします。

子どもの医療費の窓口減免に対する国庫の減額、いわゆる国の現物給付に対する減額についてでございますけども、確かに、普通調整交付金、それから療養給付費負担金、国保財政の中で、確かにその減額制度はございます。しかしながら、その金額につきましたは、交付金、負担金を積算する上での積算要件の1項目でありまして、現在、全体金額については把握できておりません。

以上でございます。

議長(菅 健雄君) 建設課長奥田秀穂君。

建設課長(奥田秀穂君) 道路占用料についての再質疑にお答えいたします。

市道の占用料の改正につきましては、その根拠となります道路法の改正があれば、県下統一して関係会議等に諮ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(菅 健雄君) 保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長(尾造正直君) それでは、大石議員の再質疑にお答えします。

資料要求の中のいわゆる17年、18年の、18年度末の合計と今回の決算の2,161万というのは、たまたま今回一致したんですが、これは予算的にはですね、過去5年間の高額療養費と医療費の実績の伸び率により計算して予算措置をしておりますが、今回の決算については、たまたま偶然の一致で

2,161万近くに一致したということでありませ

次に、未申請者の方への申請の案内通知であります

また、人数につきましては、平成18年度分だけの

なお、時効分については把握はしておりません。

それから、今年の4月1日からの委任払い制度の

以上です。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 64号議

平成17年10月から平成18年9月までの1年

これに対して、市民乗合タクシーとして平成18

それから、それぞれの輸送しました人員でござい

路線バスの補助に関する利用者については、私ど

それから、温泉バスに関する利用者につきましては

それぞれの経費につきましては、直営でいたして

おるため、経費比較が困難でございますので、算出

以上でございます。

それともう1件、前の質問で、ケーブルテレビに

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 申し合わせ時間を超えまし

議案質疑を続けます。

10番土谷 力君。

10番（土谷 力君） まず、一般会計補正予算

10款の5項3目、文化的景観保護推進事業につ

また、この推進事業の内容についてお尋ねをいた

災害復旧事業につきましてはですね、11款と、

それから、予算書に提示された災害復旧費と本査

次に、60号議案なんですけれども、これにつ

まず、この特別用途地区の建築条例の制定につ

9月11日

その特別用途地区というのはどういうふうを考えているのかってことですね。それから、地区指定はどの場所を考えてるのか。それから、面積はどのくらいを考えてるのか。都市計画との関係でどういうふうを考えてるのか。それから、条例の制定することによる効果をどのように考えているのか。この項目についてお尋ねをいたします。

63号議案なんですけれども、先程から質疑をされておりますし、市長及び担当課の答弁を可といたしますので、この質疑は取り下げさせていただきます。

以上です。

議長（菅 健雄君） 生涯学習課長山田泰憲君。

生涯学習課長（山田泰憲君） 第56号議案の文化的景観保護推進事業調査等委託料について、質疑にお答えします。

今回補正いたします10款5項3目の文化的保護推進事業であります。これは、文化財保護法が平成17年4月1日に改正、施行され、新たな文化財として文化的景観が設けられたことに伴い、保存と活用を図るためのものであります。

この文化的景観とは、地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地、わが国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないものと定義されております。

また、水田、畑地などの農耕に関する景観地、道、広場などの流通、往来に関する景観等で、典型的なものまたは独特なものが重要文化的景観選定基準とされております。

これにより、全国的にも重要な景観への指定の取り組みが進んでるところであります。当市におきましても、田染荘を始め豊かな自然や歴史的遺産を多く有する景観地が残っており、これらの貴重な文化的景観を守り、後世に残していくため、国の文化的景観保護推進事業を活用して、重要文化的景観の指定に向けて取り組みを行うものであります。

また、宇佐国東文化遺産の世界遺産登録に向けても取り組みが進められており、その登録の構成要素として中核をなすのが、中世の荘園、村落遺跡であり、日本の村の原風景を現在に残す、そのまま残す田染荘であります。このため、今回、事業内容といたしまして、田染荘の重要文化的景観の指定に向け、指定範囲の検討、構成要素となる文化財等の調査、資料作りを進めていくものであります。

以上であります。

議長（菅 健雄君） 建設課長奥田秀穂君。

建設課長（奥田秀穂君） それでは、第56号議案、歳出の内、公共土木施設災害復旧費についてのご質疑にお答えいたします。

梅雨前線、台風4号及び台風5号での被災件数につきましては、先程大石議員のご質問にお答えしたとおり、合計18件でありますけれども、地区別の内訳といたしましては、高田地区12件、真玉地区3件、香々地地区3件でございます。

また、その被災総額は、公共土木施設災害復旧費の工事請負費にて4,307万円を見込んでおります。復旧着手の時期につきましては、梅雨前線、台風4号による被災分につきましては、昨日9月10日から災害査定を受けておりますので、今回の補正予算の議決をいただき、発注の手続きを開始したいと考えております。

これらの完成の時期は12月中旬を予定しております。

また、台風5号による被災分につきましては、10月に査定が予定されてますので、完成時期を本年末と見込んでおります。

公共土木施設の被災は、地域住民の方々の生活に直接影響を与えるものでありますので、速やかな復旧工事の完成に努め、地域の安全と安心の確保をしたいと考えております。

また、公共土木施設災害復旧費の工事請負費につきましては、被災額を基に計上したものでございます。それによりまして、実際の復旧工事費は災害査定による工事範囲と仕様の確定によって決まることとなります。先程申し上げたとおり、今回査定に入っておりますし、また来月の査定をふまえ、これらの査定結果から公共土木施設災害復旧費の工事請負費であります4,307万円と復旧工事費に差異が生じる場合がございます。

次に、第60号議案についてのご質疑にお答えいたします。

特別用途地区の該当地域につきましては、豊後高田都市計画区域内における用途地域の種類が10種類あり、そのうちの準工業地域を特別用途地区に指定いたします。その地区は3地区あり、玉津、呉崎の一部区域を含む石部地区と、新町、西新町の一部区域を含む都市計画道路桂橋西新町線沿道地区、それと、水取、本町、今町、来縄の一部区域を含む都市計画道路金谷上北線沿道地区の3地区でございます。

次に、その面積についてお答えします。

地域の面積は約586ヘクタールありまして、そのうちの準工業地域を特別用途地区に指定する面積で、約82ヘクタールございます。

内訳でございますが、石部地区は約52ヘクタール、都市計画道路桂橋西新町線沿道地区は約10ヘクタール、都市計画道路金谷上北線沿道地区は約20ヘクタールでございます。

なお、用途地域全体に占める特別用途地区の割合でございますが、約14パーセントでございます。

次に、都市計画との関係についてお答えいたします。

今般の都市計画法の改正では、人口の減少、超高齢化社会を迎える中、これまで都市の拡大を前提とした都市計画制度を転換し、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、市民の方々が暮らしやすい、都市機能がコンパクトに集約した都市構造を実現することが重要であるという基本認識のもと、必要な見直しを行っております。

具体的には、広域的に都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模な集客施設については、商業地域等を除いて、立地を一旦制限した上で、立地する場合には都市計画の手続きを要することとし、特別用途地区の指定の手続きを経ることにより、市の判断を反映した適正な立地を確保することとしています。

また、店舗、飲食店、劇場、映画館等の用途に供する面積の合計が1万平方メートルを超える建築物につきましては、用途地域の内、商業地域、近隣商業地域または準工業地域においてのみ立地が可能となります。都市計画区域の用途地域が定められていない地域、いわゆる白地区域におきましては、これまで特別用途地域を都市計画に定めない限り、用途規制がなされませんでした。改正後は、原則としてこれらの大規模な集客施設が制限されることとなっております。

条例の制定につきましては、準工業地域を特別用途地区に指定することにより、住居環境の問題や騒音や排気ガス等による環境の悪化、大規模集客施設が無秩序に建築される等の土地利用上の問題を未然に防止できることを期待するものでございます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 農地整備課長尾形雄治君。

農地整備課長（尾形雄治君） 第56号議案、歳出の内、農林水産施設災害復旧費についてお答えい

たします。

農業施設災害の被災件数につきましては、大石議員のご質問にお答えしたとおり、20件を予定しております。

地区別の内訳は、高田地区14件、真玉地区5件、香々地区1件であります。また被害総額は、農林水産施設災害復旧費の工事請負費にて5,128万円を見込んでおります。

復旧着手の時期につきましては、梅雨前線豪雨及び台風4号による被災分は10月1日の週に災害査定が予定されております。また、台風5号による被災分につきましては、10月22日の週に予定されておりますので、今回の補正予算の議決をいただき、査定終了後、早急に着手できるよう発注の手続きを開始したいと考えております。

これらの完成時期は、被災規模が小さいもので本年末、大きいもので来年2月と見込んでおりますが、速やかな工事復旧の完成に努めてまいりたいと考えております。

なお、査定結果により、箇所数や金額が確定しますのでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 10番土谷 力君。

10番（土谷 力君） 60号議案なんですけれども、特別用途地区建設条例の制定のこの問題なんですけれども、ぜひいろんな人に周知していただいて、市民の方に周知していただかないと、やはり最初に私がお話ししたように、やっぱり土地の使用する利用を制限する部分がかかなりありますので、知らないでそのままいくということもかなりありますし、都市計画区域と白地区域、そういうものがまだ明確にまだ市民に周知されていないような状況の中で、新たなこういう制限条例を作る場合には、ぜひ市民の方に周知していただきたいということを要望して終わります。

終わります。

議長（菅 健雄君） これにて質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております第56号議案から第63号議案まで及び第66号議案については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議長（菅 健雄君） しばらく休憩いたします。

午後 0時18分 休憩

午後 1時00分 再開

9月11日

議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菅 健雄君） 日程第4、決算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

おはかりいたします。

第64号議案、「平成18年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について」及び第65号議案、「平成18年度豊後高田市水道事業会計決算の認定について」は、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、第64号議案、「平成18年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について」及び第65号議案、「平成18年度豊後高田市水道事業会計決算の認定について」は、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

議長（菅 健雄君） ただ今設置いたしました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

指名の方法は、先例により正副議長及び正副議会運営委員長で協議し、議長が指名することにいたします。

協議のため、しばらく休憩いたします。

午後 1時01分 休憩

午後 1時03分 再開

議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会委員を指名いたしますので、事務局長に発表させます。

事務局長増田正義君。

事務局長（増田正義君） それでは決算審査特別委員会委員の氏名を朗読いたします。

1番近藤紀男議員、2番成重博文議員、3番安達隆議員、8番河野徳久議員、9番明石光子議員、11番村上和人議員、13番後藤龍太郎議員、16番川原直記議員、17番河野正春議員、18番山本博文議員、以上でございます。

議長（菅 健雄君） おはかりいたします。

ただ今の諸君を決算審査特別委員会委員に指名す

ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

決算審査特別委員会委員の方々には、休憩中に決算審査特別委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

会場については、委員会室にてお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後 1時05分 休憩

午後 1時13分 再開

○議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので発表いたします。

委員長に、9番明石光子君、副委員長に18番山本博文君、以上のとおりであります。

議長（菅 健雄君） 日程第5、宇佐・高田・国東広域事務組合議会議員の選出を行います。

定数は3名であります。

おはかりいたします。

選出の方法については、地方自治法第118条の2項の規定により指名推選で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、選出の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長が指名することに決しました。

宇佐・高田・国東広域事務組合議会議員に、14番安東正洋君、20番堂園慶吾君及び21番徳永浄君、以上3名の諸君を指名いたします。

おはかりいたします。

ただ今指名いたしました諸君を、宇佐・高田・国東広域事務組合議会議員に選出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、14番安東正洋君、20番堂園慶吾君及び21番徳永 浄君が、宇佐・高田・国東広域事務組合議会議員に選出されました。

ただ今、宇佐・高田・国東広域事務組合議会議員に選出されました3名の議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条2項の規定により選出した旨、告知いたします。

議長（菅 健雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 明 石 光 子

” 土 谷 力